

成人式のお知らせ



未来を築く成人の門出を祝して、成人式を行います。

秋の叙勲

瑞宝中綬章

(防衛行政事務功労)

青山謹也さん

(牛沼在住)

多年にわたり、防衛行政事務に尽力されました。

瑞宝双光章

(総務省行政事務功労)

岸野喜代美さん

(瀬戸岡在住)

多年にわたり、総務省行政事務に尽力されました。

瑞宝双光章

(鉄道業務功労)

増田照夫さん

(伊奈在住)

多年にわたり、鉄道業務に尽力されました。



増田照夫さん



岸野喜代美さん



青山謹也さん

12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

▽日時 平成27年1月12日(月) 午前11時～11時50分(10時15分から受付)

※1回のみの開催

▽場所 秋川キララホール

▽内容 式典

▽対象 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方

※成人を迎えられる方には、案内状を送付します。該当する方で12月5日(金)を過ぎても案内状が届かない方はご連絡ください。

※現住所が市外であっても、市内の小・中学校を卒業し、あきる野市成人式に参加を希望される方はご連絡ください。

▽問合せ 生涯学習スポーツ課 生涯学習係(直通558・2438)

これまで公的年金(遺族、障害、老齢、労災、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、12月以降、年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。新たに受給を希望する方は、申請してください。

▽対象 次に該当する場合は、今回の改正により新たに受給できます。

- お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

※参考:児童扶養手当の月額(平成26年4月)

- 子ども1人の場合

*全部支給:4万1020円

*一部支給:4万1010円(9680円(所得に応じて決定))

- 子ども2人以上の加算額:2人目5千円、3人目以降1人につき3千円

※受給している年金額が手当額より低いかどうかは、直接お問い合わせください。

●手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。

▽申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援係

この度、いじめ防止対策推進法に基づきいじめ防止対策などについて、総合的かつ効果的に推進するため、条例の制定と基本方針の策定の準備を進めています。

この条例案の概要と基本方針案について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽条例案の概要 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策などについて、基本理念、関係者の責務、市の対策に関する基本的な事項を定めています。

▽基本方針案 「いじめ撲滅三原則」などいじめ問題への基本的な考え方、いじめ防止に向けた学校と市の取組、重大事態への対処などを定めています。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、指導室、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページにも掲載しています。

▽意見の提出方法 12月15日(月)までに、A4用紙などに、意

見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(ファックス、メールでも受け付けます)。

※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 指導室指導係(〒19710814 二宮350、直通558・2431、FAX558・1560、E110201@akiruno-info.tokyo.jp)

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます

次の番号に電話をかけることで、放送内容を確認できます。

フリーダイヤル(通話料無料) ☎0120-558-540

有料ダイヤル ☎042-558-7777

フリーダイヤルは、市内の固定電話から利用できます。携帯電話など、その他の電話からは有料ダイヤルをご利用ください。

※放送の24時間後まで、聞くことができます。

※夕方チャイムや下校時の放送など、定期的に放送しているものは除きます。

▽問合せ 地域防災課防災安全係

都市計画案の縦覧と都市計画審議会の開催について

市では、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係機関などと連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

▽縦覧場所

- ①～③:都市計画課(土曜日は保険年金課)
- ③:東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(平日のみ)

▽意見の提出 住民が利害関係のある方は、縦覧期間中(必着)に意見書を送付するか直接提出することができます。

▽提出・問合せ

- ①、②:都市計画課計画係(〒19710814 二宮350、直通558・2026)
- ③:東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒16318001 新宿区西新

この度、いじめ防止対策推進法に基づきいじめ防止対策などについて、総合的かつ効果的に推進するため、条例の制定と基本方針の策定の準備を進めています。

この条例案の概要と基本方針案について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽条例案の概要 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策などについて、基本理念、関係者の責務、市の対策に関する基本的な事項を定めています。

▽基本方針案 「いじめ撲滅三原則」などいじめ問題への基本的な考え方、いじめ防止に向けた学校と市の取組、重大事態への対処などを定めています。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、指導室、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページにも掲載しています。

▽意見の提出方法 12月15日(月)までに、A4用紙などに、意

見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(ファックス、メールでも受け付けます)。

※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 指導室指導係(〒19710814 二宮350、直通558・2431、FAX558・1560、E110201@akiruno-info.tokyo.jp)

西秋川衛生組合(組織市町村:あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町)では、あきる野市高尾地区に、西秋川衛生組合サイクルセンター更新整備事業を計画しています。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき生活環境影響調査を実施しました。その調査結果報告書の縦覧と意見の募集について、次のとおり行います。

▽縦覧期間 12月9日(火)～平成27年1月7日(水)

※土曜・日曜日、祝日、12月27日(土)～平成27年1月4日(日)を除く午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

▽縦覧場所 西秋川衛生組合事務局、生活環境課

▽意見書の提出 生活環境保全の見地から意見書を提出することができます。

●提出方法:12月10日(水)から平成27年1月23日(金)(消印有効)までに、郵送するか直接持参してください。

※持参する場合は、土曜・日曜

都市計画案の縦覧と都市計画審議会の開催について

▽縦覧期間 12月1日(月)～15日(月)(日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

▽縦覧内容

- ①武蔵引田駅周辺地区のまちづくりに関する都市計画の決定及び変更
- ②秋多都市計画生産緑地地区の変更
- ③秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

この度、いじめ防止対策推進法に基づきいじめ防止対策などについて、総合的かつ効果的に推進するため、条例の制定と基本方針の策定の準備を進めています。

この条例案の概要と基本方針案について、多くの意見を反映させるため、皆さんの意見を募集します。

▽条例案の概要 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策などについて、基本理念、関係者の責務、市の対策に関する基本的な事項を定めています。

▽基本方針案 「いじめ撲滅三原則」などいじめ問題への基本的な考え方、いじめ防止に向けた学校と市の取組、重大事態への対処などを定めています。

▽閲覧場所 情報公開コーナー(市役所4階)、指導室、五日市出張所、中央公民館、各図書館

※市ホームページにも掲載しています。

▽意見の提出方法 12月15日(月)までに、A4用紙などに、意

見と住所、氏名、電話番号を記入し、送付してください(ファックス、メールでも受け付けます)。

※電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

▽その他 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 指導室指導係(〒19710814 二宮350、直通558・2431、FAX558・1560、E110201@akiruno-info.tokyo.jp)

西秋川衛生組合(組織市町村:あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町)では、あきる野市高尾地区に、西秋川衛生組合サイクルセンター更新整備事業を計画しています。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき生活環境影響調査を実施しました。その調査結果報告書の縦覧と意見の募集について、次のとおり行います。

▽縦覧期間 12月9日(火)～平成27年1月7日(水)

※土曜・日曜日、祝日、12月27日(土)～平成27年1月4日(日)を除く午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

▽縦覧場所 西秋川衛生組合事務局、生活環境課

▽意見書の提出 生活環境保全の見地から意見書を提出することができます。

●提出方法:12月10日(水)から平成27年1月23日(金)(消印有効)までに、郵送するか直接持参してください。

※持参する場合は、土曜・日曜

フリーダイヤルは、市内の固定電話から利用できます。携帯電話など、その他の電話からは有料ダイヤルをご利用ください。

※放送の24時間後まで、聞くことができます。

※夕方チャイムや下校時の放送など、定期的に放送しているものは除きます。

▽問合せ 地域防災課防災安全係

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジタル版広報あきる野(音声版広報)のCDを貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。(貸出館…中央図書館、五日市図書館、東部図書館工ル)